

# 健康Eye

けんこう・アイ



健康Eye(アイ)掲載の各事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります



## テーマ：認知症について

「重要なことを忘れる」「今までできていたことに時間がかかる」「家事や外出がおっくうになった」など、生活に支障が出ていませんか。それは認知症の症状かもしれません。認知症は、記憶力や判断力の低下により日常生活に支障をきたす状態のことです。

認知症は早期に発見し適切な対応をすることで、進行を抑えたり症状を和らげて生活の質を維持したりすることが可能です。

物忘れなどの自覚はあるが日常生活には支障がない「軽度認知障害(MCI)」のうちに対処することで、認知症の発症を防いだり遅らせたりすることができるといわれています。

自身や周りの方に気になる症状がある場合は、かかりつけ医や地域包括支援センター(10ページ参照)へ相談してください。

☎地域包括ケア推進課 ☎77・1116



「あやせいき健康だより」は3月に全戸配布しています。届いていないときは地域包括ケア推進課(保健福祉プラザ内)へ 問 同課 ☎77・1116

※新型コロナウイルス感染症の影響により、同だより掲載の各種事業が中止・変更となっています。詳しくは、各事業の担当課へお問い合わせください

### 厚木保健福祉事務所 大和センターだより

大和市中心1-5-26 ☎046・261・2948 ※要電話予約



B・C型肝炎検査  
時2月15日(月)9時~10時30分 対40歳未満で市や会社が実施する肝炎ウイルス検査対象外の方

認知症相談  
時2月16日(火)13時30分~15時30分 対認知症などで困っている方とその家族など

妊婦・大人の歯ぐき検診  
歯肉検診と歯磨き指導 時2月18日(木)9時30分~11時30分 対妊婦と39歳までの方 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

精神保健福祉相談  
時2月4日(木)・10日(水)・25日(木)13時30分~15時30分 対心の健康について相談したい方

Eイズ検査  
時2月2日~16日毎週火曜日13時10分~15時50分(相談は毎週月~金曜日8時30分~12時、13時~17時15分)



### 2月の乳幼児健診と健康相談 ☎健康づくり推進課 ☎77・1133

区分	月日	対象など
8~10か月児健診	生後8~11か月になる前日。場所は委託医療機関(市ホームページに一覧あり)	
1歳6か月児内科健診	1歳6か月~1歳11か月になる前日。場所は委託医療機関(市ホームページに一覧あり)	
4~5か月児健診	2/4(木)・2/18(木)	対象者には、個別に通知します ※新型コロナウイルス感染症の影響で未受診の方から順次案内しています
1歳6か月児歯科健診	2/4(木)	
2歳児歯科健診	2/18(木)	
3歳6か月児健診	2/25(木)	
5歳児発達相談	2/8(月)・2/22(月)	
子ども健康相談	2/16(火)	9:00~11:30 育児相談を希望の方 予約制 母子健康手帳持参



フレイル予防教室  
手軽にできる体操の実技と健康講話。講師は健康運動指導士。時2月2日(火)13時30分~15時 場保健福祉プラザ 対市内在住で65歳以上の方 対動きやすい服装で飲み物、汗拭きタオル 対15人(申込順) 申1月18日から地域包括ケア推進課 ☎77・1116



1歳児歯科育児教室  
乳歯の虫歯などの注意点、離乳に向けての食事、事故防止やこの時期の親子の関わりなどの話。講師は歯科衛生士、管理栄養士、保健師、保育士。時2月5日(金)10時~11時 場保健福祉プラザ 対1歳~1歳3か月(元年11月~2月生まれ)の第1子の子どもと保護者 対10人(申込順) 時母子健康手帳・抱っこひも 申1月18日から健康づくり推進課 ☎77・1133



麻しん風しん(MR)混合予防接種を受けましたか  
MR混合予防接種は2回の接種が必要です。対1期は1歳児、2期は平成26年4月2日~27年4月1日生まれの方(2期対象者は、3月31日を過ぎると有料) 場健康づくり推進課 ☎77・1133



コグニサイズ教室  
認知機能の低下予防に有効といわれている、運動と認知トレーニングを組み合わせたコグニサイズプログラムについての実技を交えた講習。時2月4日(木)10時~11時30分 場寺尾いずみ会館 対市内在住で40歳以上の方 対20人(申込順) 申1月18日から地域包括支援センターの郷 ☎76・8866



## 不育治療・一般不妊治療の費用助成について



保険診療対象外となる次の治療費や検査料の自己負担の2分の1を助成します。必要書類など、詳しくは問い合わせください。  
☎健康づくり推進課 ☎77・1133

### (1) 不育治療費助成

上限額は30万円。  
対次の要件を全て満たす方。①申請時点で市内に住民登録をしていて、法律上の婚姻関係にある②夫婦の前年度所得額の合計が730万円未満③国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している④対象者と世帯員に市税の滞納がない⑤市内居住時の治療と検査の費用である⑥医療機関において不育症と診断され、検査と治療を受けた 申不育治療終了後1年以内に同課で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ直接。

### (2) 一般不妊治療費助成

1年度当たり上限5万円。助成可能な治療期間は2年間まで。  
対①~⑤は(1)と同じ。⑥は医療機関において不妊症と診断され、検査と治療を受けた方 申2年2月~3年1月の不妊治療診療分について、同課で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて3月10日までに同課へ直接(遅れる場合は要相談)

